

京丹後市補助金の見直し指針（素案）

平成 17 年 月

第 1 はじめに

本市では、財政状況が非常に厳しい中、平成 17 年度一般会計当初予算において、280 件、約 16 億円の補助金を計上し、一般会計総額の約 5.6%を占めている。

本市の補助金については、補助金等交付規則において、申請、実績報告など事務手続きを規定しているが、補助金の交付に関する明確な基準となるものがないため、補助金の見直しがされず、引き続き交付されているものが少なくない。

このような中、本市では、市の身の丈にあった補助金総額を設定し、財政の健全化を図るとともに、本市として真に必要なものを見極め、補助金をより適正に交付するため、補助金の交付基準を策定する等、見直しの取り組みを行うことが必要である。

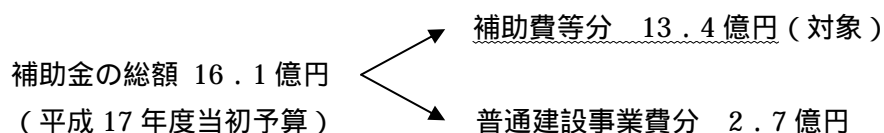
第 2 補助金の見直しの方策

1 市の財政状況に適した（身の丈にあった）補助金総額の設定

厳しい財政状況の中で健全な財政運営を図るためには、市の財政状況に適した範囲内で補助金を交付しなければならない。

このため、本市では、市財政健全化指針に沿って、平成 21 年度まで、年度別に補助金の総額を設定し、補助金を交付する。

なお、市財政健全化指針においては、補助金の総額の内、補助費等に含まれる補助金を対象としていることから、本指針においても当該補助金を対象とし、補助金総額を設定する。



(1) 補助金総額の設定

| | |
|--------------|----------------------------|
| 平成 17 年度当初予算 | 平成 21 年度当初予算 |
| 13.4 億円 | 11.0 億円 [2.4 億円 (18%) の削減] |

(2) 補助金総額の年度別計画

| | 補助金総額 | 削減額 | 削減率 |
|------------|--------------|-----------|------|
| 平成 17 年度予算 | 1,336,000 千円 | | |
| 平成 18 年度予算 | 1,254,000 千円 | 82,000 千円 | 6.1% |
| 平成 19 年度予算 | 1,203,000 千円 | 51,000 千円 | 4.1% |
| 平成 20 年度予算 | 1,152,000 千円 | 51,000 千円 | 4.2% |
| 平成 21 年度予算 | 1,102,000 千円 | 50,000 千円 | 4.3% |

(3) 補助金総額設定の金額にするための方策

ア 基本的な考え方

原則、一律 10%カットし、その後、設定した補助金総額との差額分を積み戻す。
(平成 18 年度予算から平成 21 年度予算まで毎年実施)

(例) 平成 18 年度予算の場合

() 平成 17 年度予算ベースで一律 10%カットする。



平成 17 年度予算総額 1,336,000 千円 × 10%削減
= 1,202,400 千円

() 設定した平成 18 年度予算総額との差額分を、削減不可能なものや今後も補助が必要と判断するものに積み戻す。

平成 18 年度予算総額 1,254,000 千円 - 平成 17 年度予算総額 10%削減後の額 1,202,400 千円 = 積み戻し分 51,600 千円

18 年度から 21 年度まで毎年 10%削減されると、21 年度には、17 年度ベースで約 40%の削減となる。

(17 年度 100,000 円 21 年度 65,610 円)

イ 積み戻しの検討

補助費のあり方検討会議において、原則、各課等に対しヒアリングを実施し、個々に補助金を見直す。

2 個々の補助金の見直しの視点

個々の補助金について、「補助金の交付基準」に基づき、その性質ごとに分類し次の視点を含み見直す。

(1) 国・府の制度に基づいた補助

国や府の制度に基づいた補助金について、市が任意的に上乗せして補助を行う場合は、市として上乗せすることが公益上必要かどうか。また、その金額が妥当かどうか。

(2) 団体への運営補助

団体への運営補助については、団体の自主性を保持する中で、補助金の交付により、その団体の活動が公益の実現に資するものであると考えることから、国や府の制度に基づく補助以外のものの補助率は、原則として、補助対象経費の 50%以下であるか。

また、少額の補助金については、補助対象者自らが調達できる他の手段が想定でき、自立を促すという観点から、補助金の額は、原則 3 万円以上であるか。

なお、市民が自主的に活動する団体（市民活動団体）への補助については、団体の自立に向けた財政的支援であり、補助金の交付は、あくまでも自立のための経過措置

と考え、市民活動団体への補助は、自立できるまでの一定期間、原則として3年間のみの補助を行うという終期設定を行っているか。

(3) 事業に対する補助

事業の目的や内容等が、社会・経済情勢に合い、市民の視点から見て公益上必要な事業であり、その事業を進めることにより、事業の目的を果たしているか。また、市民の福祉の向上及び利益の増進に効果があるか。

(4) 個人・会社への補助

現在の社会・経済状況の中で、個人・会社に対して、真に補助が必要なものかどうか。必要なものであれば、所得要件等の制限が設定され、その補助金額が公平・公正であるか。

(5) イベントへの補助

イベントへの補助については、直営のイベントを含めたイベント事業全体で見直すことが必要であり、次のとおり整理し見直しを行う。

ア 市全体の活性化、人材育成を図るために必要なイベントであるか

イ 地域の特性を活かし、特定の地域の活性化、人材育成を図るために必要なイベントであるか

ウ 文化・教育の視点から必要なイベントであるか

〔イベントの基本的な考え方〕

- ・ 行政のスリム化を推進することに伴い、イベントについては、地域の自立を促進し、地域住民が主体となって実施できる体制づくりを推進する。
- ・ イベントの効果的なあり方を追及するとともに、旧町ごとのバランスを考慮し、その予算額の適正化を図る。
- ・ イベントのあり方については、地域振興協議会等の意見を聞いて、地域の意見が反映されたものとなるよう、絶えず必要な見直しを行う。

第3 補助金交付基準の策定

今までの補助金は、一旦予算化されると、引き続き交付される傾向があったと考えられる。これは、補助金の交付の基準が明確でなかったため、社会・経済情勢など環境が変化した場合でも、見直しがなされてこなかったこと、また、補助事業者や事業に関する市民に一旦受益が生じると、見直すことが非常に困難であったという事情が要因であったと考えられる。

このような状況から脱却し、多様化する市民ニーズに的確に対応し、本市として真に必要なものに補助金を交付するため、「市補助金交付基準」を別紙のとおり策定する。

なお、交付基準については、社会・経済情勢等の変化により、その都度見直しを行う。

第4 補助金の積極的な情報公開

市民には、どのような事業に補助金が使われているか認識できない場合が少なくない。

補助金の情報を公開することにより、市民の補助金に対する意識が高まり、これまで行政と補助対象者との間だけで行き来していた補助金が、より多くの市民の目を通して適正化の方向へ導かれ、補助金の活性化を促すことに繋がる。

このため、補助金の額や対象の多寡に関わらず、市広報やホームページ等を活用し、積極的な情報の公開に努める。

京丹後市 補助金交付基準（素案）

1 公益性からみた基準

- (1) 事業・活動の目的、内容等が社会・経済情勢に合致していること。
- (2) 市民の福祉の向上及び利益の増進に効果が認められること。
- (3) 補助対象とする事業が市総合計画又は各種計画の施策体系上に位置づけられていること。

2 的確性からみた基準

- (1) 支出の根拠が明確で法令等に抵触していないこと。
- (2) 会計処理及び使途が適切になされていること。
- (3) 団体において、多額の決算余剰金、積立金を有していないこと。
- (4) 団体への補助率は、法令等で根拠があるものを除き、団体の事業費の内、原則として補助対象経費の50%以下であること。また、3万円以上であること。
- (5) 団体の事業活動の内容が、団体の目的とずれていないこと。
- (6) 地域における公平性を保っていること。

3 期限からみた基準

- (1) 市民活動団体への補助については、交付期間が原則として3年以内であること。
- (2) 自助・自立が認められる団体及び目的が達成された市民活動団体への補助は、補助期間内であっても打ち切ること。

4 制限からの基準

- (1) 新規の補助制度を設ける場合は、`スクラップ・アンド・ビルド`の原則を踏まえること。
- (2) 個人を対象とする補助金については、所得要件等の制限が設定されていること。

5 補助対象外経費

次の経費は、補助対象外とする。

- (1) 弁当代、懇親会などの飲食費
(ただし、イベント時にその場を離れることができない等、特別な事由があるものは除く。)
- (2) 宿泊費等、市が定めている基準を超える費用
- (3) 補助事業の遂行に直接関係しない他団体へ行う迂回助成